

独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	21号	
改正	平成15年10月	31日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	54号	
改正	平成16年	3月31日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	61号	
改正	平成17年	1月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	82号
改正	平成17年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	83号
改正	平成17年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	103号
改正	平成18年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	111号
改正	平成19年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	128号
改正	平成19年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	139号
改正	平成20年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	141号
改正	平成21年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	169号
改正	平成21年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	193号
改正	平成22年	12月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	209号
改正	平成23年	1月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	213号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会の常時勤務に服することを要する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 常時勤務に服することを要しない職員の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第2条 常時勤務に服することを要する職員（以下「職員」という。）の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給及び扶養手当とする。

(2) 諸手当は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、管理職員特別勤務手当、制作・演出手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(本給)

第3条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給表は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表 (別表第1)

(2) 舞台技術職俸給表 (別表第2)

2 一般職俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3、級別標準職務表に定める。その級別の資格基準は、別に定めるところによるものとする。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給の基準は次のとおりとする。

(1) 一般職俸給表適用者で、就業規程第4条第2項の試験を経た採用者

大学卒業者	1級21号俸
短期大学卒業者	1級9号俸
高等学校卒業者	1級1号俸

(2) 一般職俸給表適用者で、その他の採用者

大学卒業者	1級17号俸
短期大学卒業者	1級9号俸
高等学校卒業者	1級1号俸

(3) 舞台技術職俸給表適用者

大学卒業者	17号俸
短期大学卒業者	9号俸
高等学校卒業者	1号俸

2 学校卒業後1年以上の経験年数を有する者（前項に掲げる学歴資格をこえる資格を有する者を含む。）の初任給は、前項に定める基準のほか、その者の職歴及び経験等を勘案して、別に定めるところにより決定する。

(俸給表の異動)

第6条 俸給表の適用を異にして異動した職員の異動後の本給は、原則として異動後の職務に従前から従事しているものとみなし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

(昇格)

第7条 一般職俸給表の適用を受ける職員を昇任させる場合におけるその者の号俸、及び舞台技術職俸給表の適用を受ける職員を昇格させる場合におけるその者の号俸は、別に定める。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する職務の級において2年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、理事長が職務の特殊性により特に昇格させる必要があると認める場合には、この限りでない。

3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前2項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(降格)

第7条の2 降格とは、職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。

2 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額

の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

- 3 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前二項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務が職員給与規程第13条第1項第1号に該当するものにあつては、3号俸）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（舞台技術職俸給表の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務が職員給与規程第13条第1項第1号に該当するものにあつては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 当該昇給実施年度の4月1日において、60歳を超える職員は昇給しない。

（特別の場合の昇給）

第9条 理事長が特にその必要を認めた職員については、前条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、その現に受ける号俸より4号俸以上上位の号俸に昇給させることができる。

（昇給日）

第10条 第8条に規定する昇給の日は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については、13,000円とし、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、すみやかに別に定める扶養親族届により届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について前項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

3 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものすべてについて扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じたときは、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもってその手当の支給を終わる。

4 職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じたとき又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（管理職手当）

第13条 管理職手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 部長、副部長、主席芸能調査役、芸能調査役、課長、センター長及び主任専門員

(2) 室長、課長補佐、センター長補佐、芸能調査員及び専門員

2 管理職手当の月額は、別表第5の職名欄に掲げる区分に応じ、同表の支給額欄に定める額とする。

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律

第50号) 第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。) は、その月の管理職手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は月の末日以外の日に免ぜられた場合(退職を含む。)におけるその月の管理職手当の支給については、第34条第5項の規定を準用する。

5 第23条及び第24条の規定は、第1項第1号の職員には適用しない。

(地域手当)

第14条 地域手当は、別表第4に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給及び管理職手当の月額の合計額に、別表第4の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 別表第4に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合(職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き6箇月を超えて在職していた場合その他理事長が当該場合との権衡上必要があると認める場合)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる地域手当(当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当。以下、この項において「基準額」という。)を支給する。ただし、当該異動の日から1年に達した日から2年を経過する日までの期間にあっては基準額の100分の80を支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

(2) 第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(第3項に規定する日本芸術文化振興会の職員宿舎、国家公務員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を

控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 次に掲げる職員には、前2項の規定にかかわらず住居手当は支給しない。ただし、第1項第2号に該当する場合を除く。

(1) 日本芸術文化振興会の職員宿舎に入居している職員

(2) 国家公務員宿舎等に入居している職員

(3) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

第16条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、住居の実情をすみやかに届け出なければならない。

(1) 新たに前条第1項に規定する要件を具備するに至った場合

(2) 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合

第17条 住居手当の支給は、職員が新たに第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび次号に該当する職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難

である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下、「1箇月あたりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月あたりの合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 自動車等の使用距離(以下この項において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - (2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円
 - (3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円
 - (4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円
 - (5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円
 - (6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円
 - (7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円
 - (8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円
 - (9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円
 - (10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円
 - (11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円
 - (12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円
 - (13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円
- 4 第1項第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、第2項に定める額(1箇月あたりの運賃相当額)及び前号に定める額の合計額(その合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当にかかる支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。
- 5 事務所を異にする異動により、通勤の事情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基

礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第3項第1号及び第2号を準用する。

6 前項の規定は、国家公務員、地方公務員又は公庫等職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。)であった者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

7 この条及び第20条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までのそれぞれの期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

第19条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、別に定めるところに従い、通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項に規定する要件を具備するに至った場合
- (2) 住所もしくは居所、通勤経路又は通勤方法を変更した場合
- (3) 通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

第20条 通勤手当は、職員に新たに第18条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から別に定めるところによりその支給を開始し、その者に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、別に定めるところにより支給額を改定する。

2 新たに通勤手当の支給を開始し、又はその支給額を増額して改定する場合において、その届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらず、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から別に定めるところにより支給を開始し、又は次の支給単位期間からその支給額を改定する。

3 通勤手当を支給されている職員が第18条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合(職員の離職、死亡等別に定める事由を含む。)には、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

第21条 第18条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときの通勤手当については、別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病そ

の他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員、地方公務員又は公庫等職員であつた者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前4項に規定する別に定める事項は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（時間外勤務手当）

第23条 休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員又は休日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務 100分の135（休日において勤務することを命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。）

（深夜手当）

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた

もので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で同条第5項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規程第30条第1項又は同規程第31条第1項に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(制作・演出手当)

第27条 制作・演出手当は、自主公演の企画制作、上演台本の作成、演出計画の策定及び演出並びに制作に関する渉外事務に従事する職員で、理事長が指名するものに支給する。

2 制作・演出手当の額は、前項に規定する職員の受ける本給月額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 第1項に規定する職員が、月の初日から末日にいたるまでの勤務を要する日の2分の1以上を外国出張した場合又は勤務しなかった場合は、その月の制作・演出手当の半額を支給する。ただし、勤務を要する日の全日数にわたって外国出張した場合又は勤務しなかった場合は、その月の制作・演出手当は支給しない。

4 第1項に規定する職を、月の初日以外の日に命ぜられた場合又は第1項に規定する職から他の職へ月の末日以外の日に異動した場合若しくは免ぜられた場合(退職・死亡を含む。)におけるその月の制作・演出手当の支給については、第34条第5項の規定を準用する。

5 第23条及び第24条の規定は、第1項の適用を受ける職員には適用しない。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条、第30条、附則第10項第5号及び第6号において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ、別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第32条第6項の適用を受ける職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第10項第5号において同じ。)において職員が受けるべき本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(次表1に定める職員にあつては、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(次表2に定める職員にあつては、その額に、本給の月額に同表の職務の区

分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。)を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める支給割合を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表3に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 職制上の段階、職務の級等を考慮する職員

職員の区分	加算率
部長、副部長及び主席芸能調査役	100分の20
芸能調査役、課長、センター長及び主任専門員	100分の15
室長、課長補佐、センター長補佐、芸能調査員及び専門員(4級である者に限る。)	100分の10
室長、課長補佐、センター長補佐、芸能調査員、専門員、係長及び専門職員(3級である者に限る。)並びに舞台技術職俸給表の適用を受ける係長及び専門職員	100分の5

(2) 管理又は監督の地位にある職員

職務の区分	割増率
部長、副部長及び主席芸能調査役	100分の23以内
芸能調査役、課長、センター長及び主任専門員	100分の14以内

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が、引き続き職員となった場合に、それらの者として在職していた機関における期末手当に関する規程に基づき、当該機関がその者に期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を職員として在職した期間に算入する。

- (1) 国家公務員
- (2) 地方公務員
- (3) 公庫等職員

4 職員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き一般職給与法の適用を受ける者、地方公務員又は公庫等職員となった場合に、それらの者として在職していた機関における期末手当に関する規程に基づき、職員としての在職期間を当該機関の在職期間に通算する場合は、第1項後段の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

5 前2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び

第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項及び附則第10項第6号において同じ。）において職員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第28条第2項表1に定める職員にあっては、本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（同項表2に定める職員にあっては、その額に、本給の月額と同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。）を基礎として一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて別に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 第28条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(事務員の給与の特例)

第31条 事務員の本給は、第8条第2項の規定にかかわらず、1級89号俸を超えることはできない。

- 2 事務員には、第9条の規定は適用しない。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

- 2 職員が業務によらないで負傷し、又は病気にかかったため休職にされたときは、その期間が満1年（結核性の病気については満2年）に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより、休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 前3項に規定する事由以外の事由によって休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 5 休職にされた職員には、前4項に定める給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項の期間内で第28条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に当該各項の例による額の期

末手当を支給することができる。

(育児休業者等の給与)

第33条 育児休業者等の給与については、別に定める。

(給与の支給)

第34条 職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には当該各号に掲げる日を支給定日とする。

(1) 17日が日曜日に当たるときは、その前々日(その日が休日に当たるときは18日)

(2) 17日が土曜日に当たるとき、その前日

2 職員の給与は、前項の支給定日において、当月分の基本給、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、制作・演出手当及び単身赴任手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

3 新たに職員となった者には、その日から本給及び地域手当を支給し、昇給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給及び地域手当を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで本給及び地域手当を支給し、死亡したときは、死亡した日の属する月の本給及び地域手当の全額を支給する。

5 前2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給及び地域手当額は、その月の現日数から日本芸術文化振興会就業規程第30条第1項第1号の規定に基づく休日又は第31条第1項第3号及び第4号の規定に基づく休日(ただし、第30条第1項第1号に相当する休日に限る。)を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算(以下「日割計算」という。)した額とする。

6 給与の支払いは、給与簿を基にして行なうものとする。

(本給支給の特例)

第35条 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、傷病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために本給及び地域手当の支給を請求した場合には、その月の給与の支給定日前であっても、請求の日までの本給及び地域手当を日割計算によりその際支給する。

(本給の半減)

第36条 業務によらない傷病に係る療養のための病気有給休暇により勤務しない者に対する給与については、当該病気有給休暇の開始の日から起算して90日に限り、その基本給、地域手当及び住居手当の全額を支給し、当該病気有給休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気有給休暇に係る日につき、扶養手当及び住居手当は全額を、本給及び地域手当は、それぞれの月額合計額から本給及び本給に対する地域手当の月額の合計額の2分の1を差し引いて支給する。

(給与の減額)

第37条 職員が欠勤した場合の給与は、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第25条に規定する勤務1時間当りの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額

して支給する。

(介護休暇取得者の給与)

第38条 介護休暇取得者の給与については、別に定める。

(端数計算)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第23条及び第24条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は深夜手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第40条 この規程に基づく給与を決定する場合において、その給与の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補則)

第41条 この規程の実施については、別に定めるもののほかは、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(独立行政法人移行にともなう経過措置)

2 独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成14年法律第163号)附則第4条の規定により独立行政法人日本芸術文化振興会の職員となった者の第28条及び30条に規定する在職期間には、その者の特殊法人日本芸術文化振興会職員としての在職期間を含むものとする。

3 この規程において公庫等とあるのは、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定するものの他、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団を含むものとする。

4 大学卒試験採用職員のうち、1級21号俸を受ける者の本給月額、当分の間、第5条の規定及び別表第1にかかわらず、192,100円とする。

5 平成18年4月1日(次項において「切替日」という。)において、事務補佐員のうち1級89号俸を超えている者については、第31条の規定にかかわらず、平成18年4月1日に現に受けていた号俸から昇給しない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程(独立行政法人日本芸術文化振興会規程第193号)附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.

59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

7 前項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項の規定については、第27条第2項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第6項の規定による本給の額との合計額」とする。

8 第13条の規定による管理職手当の月額が平成19年3月31日に受けていた管理職手当の月額（平成21年12月1日において附則第6項各号に掲げる職員である者にあつては、当該管理職手当の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額。以下この項において「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。なお、昇任等により管理職手当の額に変更があつた場合には、当該管理職手当のみを支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の100

(2) 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の75

(3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の50

（平成19年1月2日から平成21年1月1日までの間の読替）

9 職員を第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則（以下この附則において「職員給与規程実施細則」という。）表3に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつてはE、職員給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあつてはD又はEに決定された職員は、昇給しない。

（特定の職員に対する減額措置）

10 当分の間、職員（一般職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上であるものであつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により2分の1を差し引いた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の本給月額からその2分の1を差し引いた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第12項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第1

2項において「本給月額減額基礎額」という。))

- (2) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (4) 制作・演出手当 当該特定職員の本給月額に対する制作・演出手当の月額(第27条第3項本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、その半額。)に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する制作・演出手当の月額(同項本文の規定の適用を受ける者である場合にあつては、その半額。))
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第28条第2項表1に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項表2に定める職員にあつては、その額に、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る職員給与規程実施細則第57条第1項に定める支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第28条第2項表3に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同項表1に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項表2に定める職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される期末手当に係る職員給与規程実施細則第57条第1項に定める支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第28条第2項表3に定める割合を乗じて得た額)
- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第28条第2項表1に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項表2に定める職員にあつては、その額に、本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る職員給与規程実施細則第58条に定める支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第28条第2項表1に定める職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額(同項表2に定める職員にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る職員給与規程実施細則第58条に定める支給割合を乗じて得た額)
- (7) 第32条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第32条第1項 第1号から第3号まで及び第5号並びに第6号に定める額
 - イ 第32条第2項 第1号、第3号及び第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第32条第3項 第1号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給

される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第32条第4項 第1号、第3号及び第5号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第32条第6項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

1.1 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

1.2 附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条及び第24条並びに第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則 (平成15年10月31日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第54号)
(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第14条及び第18条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末勤勉手当(以下、この項において「期末手当等」という。)の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下、この項において「職員給与規程」という。)第28条及び第30条並びにこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則第57条、第58条及び附則第2項の規定により算定される期末手当等の額(以下、この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下、この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者)にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき基本給、管理職手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、及び単身赴任手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当等の額に100分の1.07を乗じて得た額
(特別都市手当に関する経過措置)

- 3 第14条の規定の施行の際現に受けている改正前の第14条の規定の適用を受けている職員の改正後の特別都市手当を受ける期間等については、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じ別に定める。

附 則（平成16年3月31日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第61号）

（施行期日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第82号）

（統括部長の本給の決定）

- 1 独立行政法人日本芸術文化振興会組織規程附則第1項に規定する統括部長の本給月額、給与規程別表第1に定める一般職給与表の1等級の範囲の中で理事長が別に定める。

（施行時期）

- 2 この附則は平成17年1月1日から施行し、平成18年3月31日をもってその効力を失う。

附 則（平成17年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程83号）

（施行期日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第103号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置）

- 2 平成17年12月に支給する期末勤勉手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この項において「職員給与規程」という。）第28条及び第30条並びにこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則第57条及び第58条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき基本給、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給されたき期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(級及び号俸の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職俸給表及び舞台職俸給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号俸の決定については、別に定める。

(平成19年3月31日までの読み替え)

3 別表第4の支給割合の適用については、平成19年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の7」と、「100分の9」を「100分の5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの読み替え)

2 別表第4の支給割合の適用については、平成20年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の8」と、「100分の9」を「100分の6」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)並びに附則第3項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(平成20年3月31日までの読み替え)

3 別表第4の支給割合の適用については、平成20年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の8.5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(平成21年3月31日までの読み替え)

2 別表第4の支給割合の適用については、平成21年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の10」と、「100分の9」を「100分の7」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(読み替え)

2 平成15年10月1日附則第5項に規定する「事務補佐員」については、「事務員」と読み替えるものとする。

(平成22年3月31日までの読み替え)

- 3 別表第4の支給割合の適用については、平成22年3月31日までの間は、「100分の12」を「100分の11」と、「100分の9」を「100分の8」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第193号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程(以下この附則において「職員給与規程」という。)第28条及びこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則(以下この項において「職員給与規程実施細則」という。)第57条及び独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則の一部を改正する細則(独立行政法人日本芸術文化振興会細則第78号)附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである者からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1号俸から44号俸まで
	2 級	1号俸から6号俸まで
舞台技術職俸給表	—	1号俸から40号俸まで

- (2) 平成21年6月において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第209号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程（以下この附則において「職員給与規程」という。）第28条及びこの規程による改正後の職員給与規程に係る改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則（以下この附則において「職員給与規程実施細則」という。）第57条及び独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程実施細則の一部を改正する細則（独立行政法人日本芸術文化振興会細則第84号）附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第10項の規程が施行されていたとした場合においても同項の規程の適用を受けず、かつ、同附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第22条第2項に規定する別に定める額を除く）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1号俸から74号俸まで
	2 級	1号俸から43号俸まで
	3 級	1号俸から30号俸まで
	4 級	1号俸から21号俸まで
	5 級	1号俸から9号俸まで
舞台技術職俸給表	—	1号俸から84号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会職員給与規程の一部を改正する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第209号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年1月1日までの読替え)

- 4 平成23年4月1日において43歳以上である職員(他の職員との均衡を考慮して別に定める職員を除く。)を職員給与規程第8条第1項の規定により昇給させる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この項において「昇給区分」という。)に応じて職員給与規程実施細則別表3に定める職員昇給号俸数表に定める号俸数に相当する数から1を減じて得た額に相当する号俸数とする。この場合において、一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつてはE、職員給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあつてはD又はEに決定された職員は、昇給しない。

附 則 (平成23年1月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第213号)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

一般職俸給表

級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	154,700	239,600	279,400	314,800	377,900	413,800	437,900
2	156,100	241,800	281,900	317,400	380,500	416,800	441,000
3	157,500	244,000	284,400	320,000	383,100	419,800	444,100
4	158,900	246,200	286,900	322,600	385,700	422,800	447,200
5	160,400	248,400	289,200	325,200	388,100	425,700	450,200
6	162,000	250,600	291,700	327,700	390,600	428,600	453,300
7	163,600	252,600	294,200	330,200	393,100	431,500	456,400
8	165,200	254,800	296,700	332,600	395,600	434,400	459,500
9	166,900	257,000	299,100	334,900	398,100	437,400	462,500
10	168,600	259,300	301,500	337,400	400,200	440,000	465,500
11	170,300	261,500	303,900	339,900	402,600	442,700	468,500
12	172,000	263,800	306,300	342,400	405,000	445,400	471,500
13	173,700	265,900	308,700	344,700	407,200	448,100	474,400
14	175,600	268,300	311,100	347,000	409,600	450,700	477,200
15	177,500	270,700	313,500	349,300	412,000	453,300	479,900
16	179,400	273,100	315,900	351,600	414,400	455,900	482,700
17	181,200	275,600	318,200	353,900	416,700	458,300	485,300
18	184,800	278,000	320,700	355,900	418,900	460,700	488,000
19	188,400	280,400	323,200	357,900	421,100	463,100	490,700
20	192,000	282,800	325,700	359,900	423,300	465,500	493,400
21	195,500	285,100	328,100	362,000	425,400	468,000	496,000
22	198,200	287,300	330,600	363,800	427,100	470,300	498,500
23	200,900	289,500	333,000	365,700	428,900	472,600	501,000
24	203,600	291,700	335,500	367,700	430,700	474,900	503,500
25	206,300	293,800	337,800	369,700	432,400	477,000	505,900
26	208,800	296,100	339,900	371,400	434,100	479,000	508,100

27	211,300	298,400	342,000	373,100	435,800	481,100	510,300
28	213,800	300,700	344,100	374,800	437,500	483,200	512,500
29	216,200	302,800	346,100	376,300	439,000	485,000	514,800
30	218,500	304,900	348,000	377,900	440,500	486,900	516,400
31	220,800	307,000	349,700	379,500	442,000	488,800	518,000
32	223,100	309,100	351,600	381,100	443,500	490,700	519,500
33	225,400	311,100	353,500	382,800	445,100	492,500	521,100
34	227,700	313,000	355,100	384,300	446,600	494,000	522,600
35	230,000	314,900	356,700	385,900	448,100	495,500	524,100
36	232,300	316,800	358,300	387,500	449,600	497,000	525,600
37	234,500	318,500	359,900	389,100	451,100	498,400	527,200
38	236,700	320,200	361,200	390,500	452,400	499,800	528,700
39	238,900	321,900	362,500	391,900	453,700	501,200	530,200
40	241,100	323,600	363,800	393,300	455,000	502,600	531,700
41	243,100	325,300	365,100	394,500	456,100	504,100	533,200
42	245,200	326,700	366,100	395,800	457,200		534,700
43	247,300	328,100	367,100	397,100	458,300		536,200
44	249,400	329,300	368,100	398,400	459,400		537,700
45	251,100	330,700	369,200	399,600	460,400		539,100
46	253,200	332,100	370,200	400,800	461,400		540,200
47	255,200	333,500	371,200	402,000	462,400		541,300
48	257,300	334,900	372,200	403,200	463,400		542,400
49	259,100	336,100	373,100	404,300	464,400		543,400
50	261,200	337,400	374,100	405,300	465,400		
51	263,300	338,700	375,100	406,300	466,400		
52	265,400	340,000	376,100	407,300	467,400		
53	267,200	341,100	377,000	408,300	468,400		
54	269,200	342,200	378,000	409,300	469,400		
55	271,200	343,300	379,000	410,300	470,400		
56	273,200	344,400	380,000	411,300	471,400		

57	275,200	345,600	381,000	412,300	472,400
58	277,000	346,600	381,900	413,300	473,400
59	278,800	347,600	382,800	414,300	474,400
60	280,600	348,600	383,700	415,300	475,400
61	282,400	349,700	384,600	416,400	476,300
62	284,100	350,700	385,600	417,400	477,300
63	285,800	351,700	386,600	418,300	478,300
64	287,500	352,700	387,600	419,300	479,300
65	289,200	353,700	388,400	420,200	480,100
66	290,500	354,600	389,100	421,000	481,100
67	291,800	355,500	389,800	421,700	482,100
68	293,100	356,400	390,500	422,500	483,100
69	294,500	357,400	391,100	423,300	483,900
70	295,800	358,100	392,000	424,100	
71	297,100	358,800	392,900	424,900	
72	298,400	359,500	393,800	425,700	
73	299,500	360,300	394,500	426,500	
74	300,700	360,900	395,400	427,300	
75	301,700	361,500	396,300	428,100	
76	302,900	362,100	397,200	428,900	
77	304,100	362,700	397,900	429,600	
78	305,200	363,300	398,800	430,400	
79	306,300	363,900	399,700	431,200	
80	307,400	364,500	400,600	432,000	
81	308,400	364,900	401,300	432,700	
82	309,400	365,400	402,100	433,500	
83	310,400	365,900	402,900	434,300	
84	311,400	366,400	403,700	435,100	
85	312,500	367,000	404,600	435,800	
86	313,500	367,500	405,400	436,600	
87	314,500	368,000	406,200	437,400	

88	315,500	368,500	407,000	438,200		
89	316,500	369,100	407,900	438,900		
90	317,500	369,600	408,600	439,700		
91	318,500	370,100	409,400	440,500		
92	319,500	370,600	410,200	441,300		
93	320,500	371,200	410,900	442,000		
94	321,500	371,700	411,600	442,800		
95	322,500	372,200	412,300	443,600		
96	323,500	372,700	413,000	444,400		
97	324,500	373,300	413,800	445,000		
98		373,800	414,500	445,800		
99		374,300	415,200	446,600		
100		374,800	415,900	447,400		
101		375,400	416,500	448,000		
102		375,900				
103		376,400				
104		376,900				
105		377,500				
106		378,000				
107		378,500				
108		379,000				
109		379,600				
110		380,100				
111		380,600				
112		381,100				
113		381,700				

備考 この表は、舞台技術職俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

舞台技術職俸給表

号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額	号俸	本給月額
1	154,700	41	247,800	81	324,000	121	369,200	161	393,900
2	156,900	42	250,100	82	325,500	122	370,000	162	394,300
3	159,100	43	252,300	83	327,000	123	370,800	163	394,700
4	161,300	44	254,600	84	328,500	124	371,600	164	395,100
5	163,500	45	256,700	85	329,900	125	372,400	165	395,400
6	165,800	46	258,900	86	331,300	126	373,100	166	395,800
7	168,100	47	261,100	87	332,800	127	373,800	167	396,200
8	170,400	48	263,300	88	334,300	128	374,500	168	396,600
9	172,700	49	265,300	89	335,900	129	375,300	169	397,000
10	175,000	50	267,400	90	337,200	130	376,000	170	397,400
11	177,300	51	269,600	91	338,500	131	376,700	171	397,800
12	179,600	52	271,800	92	339,800	132	377,400	172	398,200
13	182,000	53	274,000	93	341,200	133	378,200	173	398,600
14	184,400	54	276,100	94	342,400	134	378,900	174	399,000
15	186,800	55	278,200	95	343,600	135	379,600	175	399,400
16	189,200	56	280,300	96	344,800	136	380,300	176	399,800
17	191,600	57	282,500	97	345,800	137	381,100	177	400,200
18	194,000	58	284,500	98	347,000	138	381,800	178	400,600
19	196,400	59	286,500	99	348,200	139	382,500	179	401,000
20	198,800	60	288,500	100	349,400	140	383,200	180	401,400
21	201,000	61	290,400	101	350,400	141	383,800	181	401,800
22	203,400	62	292,300	102	351,500	142	384,400	182	402,200
23	205,800	63	294,200	103	352,600	143	385,100	183	402,600
24	208,200	64	296,100	104	353,700	144	385,800	184	403,000
25	210,400	65	298,100	105	354,600	145	386,300	185	403,400
26	212,800	66	299,700	106	355,600	146	386,900	186	403,800
27	215,200	67	301,300	107	356,600	147	387,500	187	404,200
28	217,600	68	302,900	108	357,600	148	388,100	188	404,600

29	219,800	69	304,300	109	358,700	149	388,500	189	405,000
30	222,200	70	306,000	110	359,700	150	389,000	190	405,400
31	224,600	71	307,700	111	360,700	151	389,500	191	405,800
32	227,000	72	309,400	112	361,700	152	390,000	192	406,200
33	229,400	73	311,000	113	362,700	153	390,500	193	406,600
34	231,700	74	312,700	114	363,500	154	391,000		
35	234,000	75	314,400	115	364,300	155	391,500		
36	236,300	76	316,100	116	365,100	156	392,000		
37	238,500	77	317,600	117	365,900	157	392,400		
38	240,900	78	319,200	118	366,700	158	392,800		
39	243,300	79	320,800	119	367,500	159	393,200		
40	245,700	80	322,400	120	368,300	160	393,600		

備考 この表は、照明・音響・映像・舞台進行・美術進行・舞台機構・楽屋管理・文楽人形のかしら、かつら、衣裳及び小道具の製作管理等(監督的地位にある者を除く。)に関する業務に従事する職員で理事長が指定する者に適用する。

別表第3 (第4条関係)

級別標準職務表

1 7級

(1) 部長の職務

2 6級

(1) 副部長の職務

(2) 主席芸能調査役の職務

3 5級

(1) 芸能調査役、課長及びセンター長の職務

(2) 主任専門員の職務

4 4級

(1) 室長、課長補佐、センター長補佐及び芸能調査員の職務

(2) 高度の専門的知識経験を必要とする職務で前号に準ずると認められる者

5 3級及び2級

(1) 係長の職務

(2) 専門的知識経験を必要とする職務で前号に準ずると認められる者

6 1級

(1) 一般業務を行なう者の職務

別表第4（第14条関係）

地域手当支給地域

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の12
大阪府大阪市	100分の9

別表第5（第13条関係）

管理職手当支給額

職名	支給額
部長	120,000円
副部長	100,000円
主席芸能調査役	90,000円
課長・センター長	80,000円
芸能調査役・主任専門員	70,000円
室長・課長補佐・センター長補佐	33,000円
芸能調査員・専門員	30,000円